

第 14 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成21年12月11日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 14 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成21年12月11日(金曜日)

午前10時 7分開議
午後 0時 6分休憩
午後 0時11分開議
午後 0時27分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 平野みどり
副委員長 守田憲史
委員 西岡勝成
委員 鬼海洋一
委員 堤泰宏
委員 藤川隆夫
委員 城下広作
委員 吉永和世
委員 池田和貴
委員 森浩二
委員 田代国広
委員 船田公子
委員 渕上陽一
委員 早田順一
委員 山口ゆたか
委員 浦田祐三子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部
部長 駒崎照雄
次長 横田 堅
次長 益田和弘
首席環境生活審議員兼
環境政策課長 園田素士
環境政策監兼環境政策課
環境立県推進室長 森永政英
環境保全課長 宮下勇一
水環境課長 小嶋一誠
自然保護課長 岡部清志
廃棄物対策課長 山本 理
廃棄物公共関与政策監兼
廃棄物対策課
公共関与推進室長 中島克彦
地域振興部
交通対策総室副総室長 田代裕信
商工観光労働部
次長 竹上嗣郎
政策調整審議員兼
商工政策課課長補佐 渡辺克淑
産業支援課長 高口義幸
農林水産部
次長 藤井正範
次長 堤泰博
政策調整審議員兼
農林水産政策課課長補佐 福島誠治
農業技術課長 渡辺弘道
園芸生産・流通課長 城啓人
畜産課長 高野敏則
農村整備課長 大薄孝一
首席農林水産審議員兼
森林整備課長 織田 央
林業振興課長 藤崎岩男
森林保全課長 久保尋歳

水産振興課長 神戸 和生
 漁港漁場整備課長 尾山 佳人
 水産研究センター所長 岩下 徹
 土木部
 次長 天野 雄介
 土木技術管理室長 戸塚 誠司
 土木審議員兼
 道路整備課課長補佐 手島 健司
 河川課長 野田 善治
 港湾課長 湯山 修市
 土木審議員兼
 都市計画課課長補佐 宮部 静夫
 土木審議員兼
 都市計画課景観公園室長 亀田 俊二
 下水環境課長 西田 浩
 建築課長 生田 博隆
 建築審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 坂口 秀二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼
 義務教育課長 木村 勝美

企業局

次長 梅本 茂
 企業審議員兼
 荒瀬ダム対策室長 下村 弘之
 工務課長 福原 俊明

警察本部

交通部参事官 緒方 博文

事務局職員出席者

政務調査課長 船越 宏樹
 政務調査課課長補佐 川上 智彦
 議事課課長補佐 中村 時英

午前10時7分開議

○平野みどり委員長 おはようございます。ただいまから、第14回環境対策特別委員会を開催いたします。

きょうは、傍聴の申し込み等はございませ

ん。

それでは、執行部を代表して、駒崎環境生活部長からあいさつをお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 おはようございます。

執行部を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろから、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進、有明海、八代海の再生及び地球温暖化対策に対しまして格別の御配慮をいただき、深く感謝を申し上げます。

また、委員会活動の一環として、去る10月27日から3日間にわたり、海の再生や地球温暖化防止に関しまして、東海地方の企業や大学などの研究機関等並びに行政の先進的な取り組みを御視察いただきました。

県としましても、これらの取り組みは大変勉強になりました。それと同時に、今後、海の再生や地球温暖化防止などの対策を検討する中で、ぜひ生かしていきたいと考えております。

本日は、付託案件に関します施策の進捗状況を関係課長から御説明いたしますとともに、報告事項として、八代海のノリの色落ちについてを予定いたしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○平野みどり委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従いまして、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしく願いいたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと

考えておりますので、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

それでは、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について御説明をお願いいたします。

○山本廃棄物対策課長 おはようございます。廃棄物対策課でございます。

資料の2ページから御説明をさせていただきますと思います。

公共関与による管理型最終処分場の整備について御説明を申し上げます。

まず、1、目的及び2のこれまでの取り組み状況についてでございます。

産業廃棄物の安定的な処理体制の確保、県民の生活環境の保全、経済活動のインフラとしての整備を目的といたしまして、2のこれまでの取り組みの状況の年表に記載のとおり、平成14年度から種々の取り組みをしてまいりました。

現在の計画概要は、下表のとおり埋立容量約45万立米などとしておるところでございます。

○平野みどり委員長 山本課長、お座りください。

○山本廃棄物対策課長 そうですか、済みません。

それでは次に、3ページの最近の取り組み状況でございます。

表に記載いたしておりますとおり、9月の県議会で御報告をいたしました住民説明会を経まして、環境影響評価手続の一環でございます現地調査に向けた準備を進めてまいりました。

表の中ほどにございますが、10月20日には、地質調査解析、計画立案等に係る業務を

委託するなど、環境影響評価現地調査に係る業務委託を計3本発注しております。

その後、調査に先立って、南関町大場、胡麻草区、米田区では、改めて住民説明会を開催し、現地調査の内容を周知させていただきました。

和水町では、11月8日に、対策協議会で現地調査の内容を説明した後、具体的に受注業者や現地調査着手についてお知らせするチラシを各世帯に配布させていただきました。

こうした地元への周知を経まして、11月下旬から、本格的な現地調査に着手したところでございます。

現地調査は、御承知のとおり四季折々の調査が必要となるため、今後、約1年間の継続的な調査を実施いたします。しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、4の今後の取り組みでございます。

(1)の地元の理解促進に向けた取り組みでございますが、住民説明会等では、候補地選定の経緯に対する御意見も根強く、施設建設に対し十分に御理解をいただけていない部分もございます。しかし、県内どこかに必要な施設であり、県として、総合的な見地から、南関町を第1番目の候補地として決定したことを改めて御説明し、御理解を求めてまいります。

そして、住民の皆様の反対の根底にある地下水への影響、交通問題、風評被害などの御心配に対しては、まずは現地調査を着実にを行い、現状をしっかり把握した上で、住民の皆様方の御不安に一つ一つ具体的にお答えしていくことで、必ずや地元の御理解をいただけるものと考えておるところでございます。引き続き、地元の御理解をいただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

また、(2)の地域振興策につきましても、状況を見ながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○平野みどり委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

○園田環境政策課長 環境政策課の園田でございます。よろしく願いいたします。着座のまま説明させていただきます。

それでは、続きまして、6ページをお願いしたいと思います。

有明海・八代海再生に係る提言への対応についてでございます。

この提言につきましては、平成16年2月定例県議会におきまして、当時の有明海・八代海再生特別委員会から、県計画の重点的な取り組み推進の道筋を明らかにするため、県に対しまして、重点項目や短中長期に取り組むべき施策等が示されたものでございます。

この提言を受けまして、関係各課におきまして、それぞれの施策に取り組んでいるところでございます。

本日は、9月の委員会に引き続きまして、平成21年度に新たな取り組みを行う施策や、これまで当委員会において議論がありまして継続的な報告が必要と考えられる施策等を中心に御説明したいと考えております。

それでは、主な施策の取り組みにつきまして、資料に沿って各担当課から順次説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課の西田でございます。よろしく願いいたします。

まず、資料の6ページの方をお開き願います。

生活排水処理施設の整備促進について御説明いたします。

1の①提言の実現に向けた取り組み概要をござんください。

平成15年に、生活排水処理施設の整備のマスタープランとなります熊本県生活排水処理施設整備構想を取りまとめ、平成22年度末の汚水処理人口普及率の目標値を82%としまして、下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの連携を図りながら整備を進めてきております。

2の②取り組み状況等をごらんください。

前年度末の汚水処理人口普及率は76.5%となっており、全国平均との差は若干ありますが、県民の4人に3人はこのような生活排水処理施設を利用することが可能な状況となっております。

今後も、市町村と緊密な連携を図りながら、残る区域の整備促進に努めてまいります。

次に、資料には記載しておりませんが、最近の国の動きについて御報告いたします。

各生活排水処理施設は、国庫補助事業をベースに整備を進めているため、行政刷新会議において事業仕分けの対象となりました。

その結論でございますが、下水道及び農業集落排水施設については、財源を自治体に移し、実施は自治体の判断に任せる、浄化槽については、予算要求の10%程度の削減という異なる結論となっております。

また、移譲されるという財源の性格なども現時点では不明であるため、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、1ページ飛びまして、8ページをお願いいたします。

市町村に対する浄化槽市町村整備推進事業への取り組みの働きかけについてでございます。

1の①取り組み概要をごらんください。

浄化槽の整備を計画的に進めることができると、良好な処理水質とするための適正な維持管理が担保されることから、県では、浄化槽の設置及び維持管理を個人にかかわって市町村が行う市町村設置型の導入を市町村に

対し要請してきているところでございます。

あわせて、県の支援策といたしまして、実施市町村に対し、翌年度に事業費の6.5%補助を行っております。

次に、2の②取り組み状況等をごらんください。

今年度は、10市町村が事業を実施しております。現在、来年度の事業予定について、市町村からの聞き取りを進めておりますが、市町村設置型は個人設置に比べ市町村の負担が大きくなるため、厳しい財政状況下で新規の着手はなかなか厳しいという感触を持っております。

今後、具体的なデータをもとに、メリット等につきまして市町村に説明を行い、粘り強く導入を働きかけてまいります。

下水環境課は以上でございます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

資料は、1ページ飛びまして、10ページをお願いいたします。

普及啓発活動の展開でございます。

1の①のところに書いてございますが、平成14年度から実施しておりますくまもと・みんなの川と海づくり県民運動を進めているところでございます。

2の②、一番下段をごらんください。

8月に実施しましたくまもと・みんなの川と海づくりデーを初めといたします一斉清掃活動につきましては、引き続き各市町村で実施中でございます。

次のポツの水環境保全への意識高揚を図ることを目的といたしました県民大会につきましては、11月7日に菊池市で開催をいたしまして、400名ほどが参加しているところでございます。

その他の取り組みにつきましても、各地で実施しているところでございます。

次に、11ページをお願いします。

上乗せ規制適用区域の設定のところでござ

います。

有明海・八代海のCOD等、環境基準等の超過が一部で継続していたこと等を受けまして、平成17年3月に条例を改正したところでございまして、上乗せ規制の適用区域を県下のほぼ全域に拡大したところでございます。

これに伴いまして、1の②のところに書いてございますが、事業者への周知と立入検査、指導等に努めているところでございます。

2の21年度の取り組みにつきましては、米印のところに書いてございますが、21年度の排水監視計画ということで、延べ350事業場の排水監視を予定しております。②の取り組み状況の中ほどに書いてございますけれども、4月から9月までに63%に当たります221事業場の排水監視を実施いたしました。うち、排水基準超過が判明しておりますものにつきましては、改善指導を行っているところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

12ページは、熊本県の生活環境保全条例によります規制対象項目の追加のところでございます。これにつきましても、1の施策の概要の①に書いてございますけれども、条例によりまして、米粉製造業など7業種の事業場につきまして排水基準の適用を行って、立入調査指導等の強化をしているところでございます。

21年度の取り組み状況につきましては、先ほどの説明と同じでございますので、割愛をさせていただきます。

次に、13ページをお願い申し上げます。

13ページは、窒素、磷の上乗せ規制の検討の御提言をいただいているところでございます。これにつきましては、1の施策の概要のところにも書いてございますが、20年4月の上乗せ条例等の施行を行ったところでございますので、富栄養化の状態がまだ続いておりますことを踏まえまして、引き続き海域の窒

素、磷の環境基準の達成状況を注視しながら、さらなる規制強化の必要性等につきまして、関係県と連携しながら検討を進めていくこととしてございます。

2の21年度の取り組みの一番下段、②のところでございますが、取り組み状況に記載しておりますけれども、関係6県でございます。この6県で構成をいたしております有明海・八代海再生推進連絡協議会の中で、それぞれ部会を設けまして、10月15日にもこの部会を開催いたしまして、関係県と情報交換しながら、今後の課題等について議論を進めているところでございます。

水環境課は以上でございます。

○渡辺農業技術課長 農業技術課でございます。

15ページをお願いいたします。

農業・畜産対策のうち、農薬、化学肥料の使用総量の削減についてでございますが、本県では、1の①のとおり、環境と安全に配慮した農業への取り組みを、くまもとグリーン農業と総称して、農薬、化学肥料の使用量の削減に取り組んでおります。

施策の概要や21年度の取り組みにつきましては、9月に報告させていただいた事項と変わりございませんが、エコファーマーや熊本型特別栽培農産物である「有作くん」さらには、農地・水・環境保全向上対策に係ります営農支援等について推進しているところがございます。

取り組みの状況につきましては、2の②でございますが、エコファーマーにつきまして、9月に報告させていただいたときに比べまして、わずかではございますが増加しまして9,939経営体となっており、目標としております1万にいま一步近づいてきているところでございます。

引き続き、環境に優しい農業技術の実証展示圃を設置するなどして、農薬、化学肥料の

使用量の削減に取り組んでまいります。

農業技術課は以上でございます。

○神戸水産振興課長 資料の18ページをお願いいたします。

提言項目の養殖場対策について、漁場改善計画の策定推進と着実な実施について御説明申し上げます。

取り組みの概要でございますが、魚類養殖においては、負荷の少ないえさへの転換や収容密度の削減等を促進するための漁場改善計画を、ノリ養殖におきましては、酸処理剤の適正使用や漁場行使方法の改善等を盛り込んだ漁場改善計画を、既に関係漁協が策定しており、計画の実施が課題となっております。

取り組み状況ですが、魚類養殖では、9月以降、すべての漁場で底質調査を終了しております。適正養殖に関する指導を42回実施しております。また、ノリ養殖に関する講習会等を58回実施し、漁場環境等の情報提供を行い、指導を行ってまいりました。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

21ページをお願いいたします。

提言項目が森林の整備、施策がボランティア活動への支援ということでございます。

1の①の提言の実現に向けた取り組み概要でございますけれども、県民の森林ボランティア活動への参加を推進するというところとさせていただきます。

平成21年度におきましては、2の①に記載しておりますような事業あるいは取り組み等を行うこととしているところでございますが、現時点までの取り組み状況といたしましては、最下段でございますけれども、まず、1つ目のポツでございますけれども、森林自然観察・体験教室というものを、これまで7回ほど開催してきております。

また、2つ目のポツにありますように、県民の皆さんの参加を得て、下刈り等の活動を実施しております。

さらに、3つ目、4つ目のポツにありますように、ボランティア団体の活動に対するさまざまな支援を総合的に実施してきておりますとともに、最後のポツでございますけれども、企業による森づくりを促進するため、企業等に対する働きかけを現在行っているところでございます。

森林整備課関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

24ページをお願いします。

干潟等の漁場環境改善のための耕うん、作れい、覆砂、藻場造成の取り組み状況につきまして、最下段の2の②に記載しておりますけれども、覆砂につきましては、県営事業により、宇土市網田地区におきまして砕石を用いた覆砂を実施しました。また、市町村営により、玉名地区と熊本地区において覆砂を実施しております。

今後、県営事業により、八代地区において荒瀬ダムの堆積土砂を活用した覆砂を、八代海北部地区において覆砂を実施する予定です。また、市町村営による玉名地区の6月補正分につきましては、ノリ漁が終わった後に覆砂を実施する予定です。

増殖場、藻場につきましては、県営事業により、天草の3地区で造成中です。

次に、海底耕うんとしまして、有明海の水深20メートル程度の海底を耕うんし、クルマエビ等の生息環境の改善につきまして調査を実施しているところです。

以上でございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

27ページをお願いいたします。

海砂利採取の縮小についてでございます。

1の①の提言の実現に向けた取り組み概要でございますが、海砂利採取への対応につきましては、採取縮小への対応を早急を実施するようにとの提言に基づき、昨年1月、平成20年度から5カ年かけまして段階的に採取量を縮小する熊本県海砂利採取削減計画を策定し、本計画に沿って海砂利採取の縮小に努めております。

2の②の平成21年度の取り組み状況でございますが、本年度は、計画2年目として、昨年度の約2.4%減となる20万立米を限度に、11月現在で19万186立米を認可しております。

ところで、けさの新聞でございますけれども、海砂利の違法採取の報道があつておりました。これにつきましては、後ほど担当課の方から報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、29ページをお願いしたいと思います。

干潟等の実態の把握の1の①の取り組み概要でございます。

有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会からの御報告も踏まえまして取り組みを推進しております。今年度は、引き続き、国、県、大学等が実施する海域環境に関する各種調査結果について情報収集把握を行うとともに、7月には、国の施策等に関する提案の中で、潟土等の堆積状況とその影響等に関する調査の実施について要望を行ったところでございます。

また、環境保全活動団体や漁業者等が両海域の再生に向けた活動を継続して行えるようにするための協働体制づくりや沿岸での一斉清掃活動や地びき網体験などの普及啓発の取り組みを支援しております。

以上でございます。

○神戸水産振興課長 資料の34ページをお願

いたします。

栽培漁業及び資源管理型漁業の推進に関する提言のうち、栽培漁業推進体制の見直しについて御説明いたします。

取り組みの概要ですが、栽培漁業を効率的に推進するため、必要な放流魚種、尾数等について関係機関等と協議し、平成22年から26年までの5カ年間の次期栽培漁業基本計画を策定するものです。

取り組み状況でございますが、マダイ、ヒラメ、クルマエビについては、5市4町23漁協による栽培漁業地域展開協議会が県内で共同放流事業を継続して実施しております。次期栽培漁業基本計画につきましては、策定に向け国等関係機関と協議中でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

栽培漁業における広域連携の推進について御説明いたします。

取り組みの概要ですが、栽培漁業の効率的な推進のため、マダイ、ヒラメについては鹿児島県と、クルマエビにつきましては有明沿岸4県で共同放流事業に取り組んでおります。

取り組み状況ですが、前回御説明しましたものの新たなものとしてクルマエビ1,431万尾を放流し、効果調査を行っているところで。

また、本県単独の事業でハマグリ3,000万個の中間育成試験を実施しており、現在殻長3ミリメートルまで成長いたしております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

資源回復計画策定などの検討について御説明いたします。

取り組み概要ですが、資源が著しく減少した魚種について、資源回復計画を策定いたします。策定に当たりましては、複数県にまたがる場合は国が、単県にとどまる場合は県が行うことになっております。

取り組み状況でございますが、本県関係では、アサリなど4魚種について、既に資源回復計画が策定されております。熊本県単独のアサリと九州・山口北西海域のトラフグにつきましましては、次期の資源回復計画の策定を関係機関と協議中でございます。

引き続き、41ページをお願いいたします。

持続的養殖漁業の推進に関する提言のうち、海域特性等に対応した適切なノリ養殖管理の推進について御説明いたします。

取り組みの概要ですが、ノリ養殖漁業者に対して、漁場環境やノリの生育状況の情報を提供するとともに、海水温の上昇などの変化に適応できるような養殖管理の指導を行っております。

取り組み状況ですが、書いておりませんが、有明海、八代海おのおのについて、週2回程度、県漁連などと連携して環境や病害の情報を提供しているほか、高水温状況下のノリの養殖スケジュールの見直しを指導いたしております。

以上でございます。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

46ページをお願いいたします。

国等との共同研究等の推進についてでございますが、2の取り組み状況等に沿いまして御説明申し上げます。

21年度の事業につきましては、計画どおり国や関係機関と連携いたしまして、13の課題について共同研究を実施しておるところでございます。

また、5月と8月に開催されました九州・山口ブロック水産試験場長会におきまして、次年度以降に取り組む国等との共同研究課題につきましまして、赤潮防除技術開発等を国に対して要望することを決定したところでございます。

さらに、記述にはございませんが、財政厳

しい中で効率的な共同研究を進めるための国と地方水試の役割分担のあり方等も、国の研究機関と協議しておるところでございます。

以上でございます。

○神戸水産振興課長 49ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実施について御説明いたします。

取り組みの概要ですが、昨年、当時の若林農林水産大臣が開門調査のためのアセスメントを実施するとの発言を受け、県は、国が実施する環境アセスメントに係る方法書骨子、方法書及び準備書について知事の意見を提出することになっております。

取り組み状況でございますが、5月に方法書骨子案に対して関係各課の意見を取りまとめて提出いたしました。次いで、8月に、国が作成いたしました方法書につきまして、沿岸市町、県内の専門家の意見を踏まえて、年内に県知事の意見を提出する予定といたしております。

以上でございます。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

お手元の資料には記載いたしておりませんが、昨日、熊本海上保安部により行われました砂利採取法違反に係る摘発について御報告いたします。

天草市有明町沖において海砂利採取を行っております有限会社天祐海運が、平成20年度に、県から海砂利採取の認可を受けておりました数量13万1,850立米より約32万3,351立米多い砂利を採取した容疑で、熊本海上保安部が有限会社天祐海運と同社の関係者3名を砂利採取法等違反で摘発し、昨日12月10日に熊本地方検察庁に書類送検いたしました。

海上保安部によりますと、ことし7月に捜査差し押さえを行い、関係先の事情聴取等を

行った上、認可量を超える採取を行っていたことが判明したとのことでございます。同社につきましては、平成17年にも、熊本海上保安部により検挙されております。

今後、県といたしましては、同社に対する事情聴取を行いますとともに、司法の判断を待ち、関係課で行政処分等を検討することといたしております。

以上でございます。

○平野みどり委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いいたします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

52ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関する提言への対応についてでございますが、主な取り組みにつきまして、資料に沿って各担当課から順次説明させていただきます。

9月の委員会と同様に、2の平成21年度の取り組みの②取り組み状況等について御説明したいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、環境政策課から御説明いたします。

産業・業務その他部門の(1)事業活動における取り組みの推進についてでございますが、53ページをお願いいたします。

2の取り組み状況のうち条例の検討状況でございますが、9月の委員会で御説明しました後の検討状況といたしまして、10月に、中小規模事業者や市町村を対象としまして、県内11会場で説明会を行いました。その後、11月9日から1カ月間、県政パブリックコメントを実施しまして、現在、意見の取りまとめを行っているところでございます。

今後、各界からの御意見や県政パブリックコメントの結果等を踏まえまして、来年2月の県議会提案、同年4月の施行を目指してま

いりたいと考えております。

条例素案の概要につきましては、資料1ということで54ページから57ページまで添付しておりますけれども、9月の委員会で御報告した内容とほとんど変わっておりませんので、説明の方は省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○田代交通対策総室副総室長 交通対策総室でございます。

資料の60ページをお願いいたします。

ノーマイカー通勤運動の強化等でございます。60ページでございます。

まず、公共交通機関利用促進キャンペーンの実施でございますけれども、10月19日まで1カ月間行いました。

第1点目でございます。

最初、街頭キャンペーンを行いました、その中でアンケートを562名の方に回答いただいております。多くの方が、環境への配慮から自家用車の利用を控えたいとの意向をお持ちでございます、公共交通機関の一層の利便性向上が課題であると改めて認識しております。

それから、3点目、バス・電車の半額割引券提供を、期間中、日祝日9日間で行いましたけれども、ことしは、商店街の活性化もねらいまして、お買い物客の方に半額割引券を提供してございまして、延べ3,407名の方が御利用いただいております。昨年度まで、毎週水曜日に半額券を利用されておりますけれども、それよりも多くなっております。

それから、4点目、CO2削減ステッカー、CO2削減に貢献しますよということをアピールするために60カ所のバス停等に掲示をしまして、例えば交通センターまでバスで行けばどれだけのCO2削減になるといったことをステッカーで示しております。

以上です。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

同じ60ページの上から3番目の丸、免許更新者を対象としましたエコドライブの普及啓発としまして、啓発用のチラシを作成しまして免許センターに常設してもらっております。11月のエコドライブ取り組み強化月間には、免許更新者約1万7,000人に対しまして、教習の中で免許センターから配布をもらったところでございます。

以上でございます。

○田代交通対策総室副総室長 同じページの下の方、(2)バス路線再編の協議の支援ということでございます。

熊本市におけますバスのあり方検討協議会に参画しております。その中で、2点目のところでございますが、国の方の3年間の補助制度を活用しました事業といたしまして、9月から11月末までの3カ月間、実証実験バス、通称東バイパスライナーを運行いたしました。乗車実績は、1便当たり7.2人ということでございます。3カ月の合計で約2万人の方が御利用いただきました。採算目標の1便16人にはとどいておりませんが、アンケート調査の結果が好評でございました。そのため、協議会の方では、12月末までダイヤを変更しまして実験を継続しております。

なお、書いてございませんけれども、熊本市の方で、さらに3月末、年度末まで継続すべく、現在、12月補正で、市単独予算でさらに継続をしたいということで予算を上程中ということでございます。今後、PRに一層力を入れていきたいと思っております。

そのほか、次の61ページにかかりますけれども、大学でのアンケート調査あるいは乗りかえ拠点性の調査も実施中でございます。本年度中に取りまとめることとしております。

それから、次の丸、熊本市のほか、そのほ

かの地域でも、協議会等を県内11地域で設置してありまして、市町村、それから地元の方々の参加のもと、ダイヤの調整、あるいは路線網、あるいは循環バス、乗り合いタクシー等の検討、実証実験、PR等を行っております。県も、それぞれに参画をしておるところでございます。

以上です。

○宮部都市計画課土木審議員 都市計画課でございます。

引き続き、61ページの中ほど、乗り継ぎの円滑化の取り組み状況について御説明いたします。

1つ目の丸、アンケート調査の実施でございますが、このほど、パーク・アンド・ライドを利用されている方へのアンケート及び事業者への聞き取り調査結果を取りまとめました。その概要については、次のページ、62ページ、63ページの資料に記載しておりますので、先にこの調査の結果について御報告させていただきというふうに思っております。

申しわけございませんが、次のページ、62ページをお開きください。

これは、本年5月から8月にかけて、現在パーク・アンド・ライド駐車場を利用されている方々及び運営事業者に対して調査を行ったものでございます。

アンケートは、調査実施当日に駐車場を利用された方147名を対象に調査を行い、その中から107人に御協力いただきました。また、運営事業者は、熊本電鉄を初め5社、全社から聞き取りを行いました。

それでは、(1)利用者アンケート結果について御説明いたします。

まず、①の利用者への概要についてでございますが、右上の表1をごらんください。

利用者の年齢構成としましては、30、40、50歳代がそれぞれ約2割ずつを占めており、特に年齢別の偏りは見られませんでした。

次に、表2でございますが、性別では、10代から40歳までの中高年未満では女性の方の利用が多く、反対に50歳代以上につきましては男性の利用者が多い傾向にございました。

次に、②のパーク・アンド・ライドを始めるきっかけについてでございますが、右下の表の3にお示ししておりますが、パーク・アンド・ライドの実施を知った広報媒体としましては、人から聞いて、いわゆる口コミと言われるものが約4割と最も占めております。次いで、看板を見てというのが約2割というふうになっております。

次のページをお願いいたします。

③パーク・アンド・ライド利用者の満足度について御説明いたします。

右側の表4をごらんください。

表の見方でございますが、棒グラフの中で、左側から、満足、普通、不満の順で、3段階に分けてお示ししております。今回のアンケートで、全般的には不満をお持ちの方より満足していただいている方の方が多いという結果ではございますが、その中で、不満の方が満足をしている方を上回っているというような事項が一番上の公共交通の運行本数でございました。約4割の方が不満をお持ちだというふうな結果になっております。

次に、今御説明したのにも関連いたしますが、公共交通の運行時間帯に対する満足度では、早朝の始発時間に対して、これにつきましては多くの人に満足していただいておりますが、対しまして、深夜の終発時間につきましては約13%の方が不満をお持ちという結果になっております。

次のパーク・アンド・ライド駐車場と結節点間の移動距離、公共交通機関相互の移動距離、これは乗り継ぎでございますが、そして3つ目の公共交通機関相互の待ち時間というものについては、それぞれ不満をお持ちの方が約15%、約7分の1に当たりますが、その方々が通勤通学に要する移動時間の短縮を望

む声がございました。

最後の駐車場の利用可能日に関するアンケートにつきましては、平日のみの利用制限を行っているクレア、それと光の森、この2カ所についてアンケートを行っております。この2カ所につきましても、ほかの駐車場同様、土曜、日曜の利用可能を望む声が多い結果というふうになっております。

以上、アンケートについて御説明いたしました。その他の自由意見としまして、駐車場内の整備、駐車場利用のマナー向上など、運営事業者等への要望が寄せられておりました。

続きまして、(2)の事業者への聞き取り調査結果について御説明いたします。

聞き取りを行った内容の中から、主なものを4点ほど記載しております。

1つ目は、広報活動及び公共交通機関の利用促進を促す啓発活動のさらなる推進でございます。

2つ目は、これは熊本バスからの要望でございましたが、バス走行の定時性、速達性を確保するためのバスレーン設置の拡大など、道路インフラ整備についてでございました。

3つ目、4つ目は、行政に対しての援助を求めたものでございます。

3つ目は、公共交通機関をおりてから最終目的地までの移動手段として、事業者がレンタサイクルの提供を考えているそうでございますが、その機材になる電動アシスト自転車、ちょっと高額になるということで、その機材の提供もしくは費用の補助をできないかというような御要望でございました。

4つ目は、パーク・アンド・ライド駐車場内に無断駐車をする契約外車両がいますため、これを排除するための駐車ゲート等の設置に対する費用援助を求めたものでございます。このような意見が寄せられております。

以上が調査結果でございます。

今後、この調査結果をもとに利用傾向の分

析及び検討を行うとともに、パーク・アンド・ライドの利用促進に向け、改善できることから順次関係者へ働きかけを行ってまいります。

申しわけございませんが、再度、前のページの61ページの方をお願いいたします。

2つ目の丸の広報活動の実施でございますが、今回の調査結果を踏まえ、今後、費用対効果の高いPR活動に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして、最後に、新たな取り組みでございますが、今後とも設置に向け、引き続き関係者の理解と協力を求めてまいります。

以上でございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

64ページをお願いいたします。

家庭部門の家庭における取り組みの強化について御説明いたします。

65ページの上から3番目の丸をごらんいただきたいと思っております。

くまもとEcoプロジェクト推進事業につきましては、補助金の交付対象としまして、ここに記載しております4つの活動を実施する各団体に総額296万円の交付決定を行いました。

次に、その下の丸になりますが、熊本市とNPO法人くまもと温暖化対策センターと共同で、総ぐるみくまもと環境フェアを11月28日、29日の両日、熊本市中心部で開催いたしました。これは、地球温暖化防止に係る県民の意識を高め、具体的な行動に結びつけるために実施したものでございまして、約1万人の県民の方に参加いただきました。

一番下の丸になりますが、NPO法人くまもと温暖化対策センター及び地球温暖化防止を八代から世界へという団体と連携しまして、12月25日の夜、広く県民に一斉消灯を呼びかけるライトダウンキャンペーンを実施す

る予定にしております。15分という短い時間ですが、一斉消灯という行動を通して、県民の省エネルギーへの取り組みを促していきたいと考えております。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

66ページをお願いいたします。

部門が二酸化炭素吸収対策、提言項目が森林吸収源対策の推進ということでございます。

1の①の提言の概要でございますけれども、2つ目の丸にありますように、森林の整備の実施に係る森林所有者の負担の軽減に努めること、それから3つ目の丸にありますように、企業による森づくりを促進することという、この2点の御提言をいただいているところでございます。

取り組み状況でございますけれども、68ページをお願いいたします。

まず、(1)の森林所有者の負担軽減関係では、平成21年度予算におきまして、所有者負担の軽減が図れるような間伐作業道あるいは作業道整備といったものに対する定額方式での支援というものを拡充しております。各事業主体において着実に実施されてきております。なお、9月補正予算におきまして、作業道整備について追加をしたところでございます。

また、(2)の企業の森づくり促進関係につきましては、現在取り組み企業の掘り起こしに向けまして企業訪問等を行っているところでございまして、また、今後、東京、大阪で開催されます企業の森づくりフェアといったものにも積極的に参加をいたしまして、ブース等を設けて熊本の企業の森づくりのPRを積極的に行う予定としております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○平野みどり委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたが、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はございませんか。

○鬼海洋一委員 1つ確認をしておきたい点があります。それは今回の報告とは直接は関係ありませんけれども、しかし、今後の廃棄物行政を進めていく上で歴史的な経過がありまして、特に菊池市と九州産廃とのかかわりについて、さまざまの、これまで県も、ある意味で介入というか一緒に議論をする中で、さまざまな影響力行使をしながら協定書ができて今日に至っているわけでありまして、そのことに関するちょっと変化が出てきているような、そういう報道も聞くわけでありまして、この現状と、この問題にかかわる県としての姿勢について、少し報告をいただきたいと思っております。

○山本廃棄物対策課長 済みません、座ったままよろしゅうございますか。

委員のおっしゃるとおり、歴史的な長い歴史の中で、この問題は今まで使われております。

菊池市と会社の間では、平成10年11月17日に環境保全協定が結ばれておりますが、その後、平成18年8月11日に、市民にも説明した上で、会社、市の間、そして県は、この場合は県も含めて三者で合意の確認をいたしたところでございます。

その合意では、もともと最終処分場は平成30年までの操業ということになっておりましたが、それを4年縮めると、それに伴って、市は補償をすると、それから県も、それに対しては助成をする、負担をする、それから県は39万立米の処分場をつくることを許可する、そして最終的にそれに関しては、市に関しては農振除外の手続をするということで、

平成18年8月11日に合意ができて、それをもとに信義誠実に各者が事務を進めた結果、平成19年3月28日に変更協定を結ぶことになり、現協定ということになっておるところでございます。

その後、昨年でございますが、会社がその変更協定の白紙撤回を表明するという事態になりました。私どもとしては、それ以後、会社の変更協定の白紙撤回については理由がないと、つまり協定の有効性に何ら影響を与えるものではないというふうに説得をしてみました。ところが、会社はその説得にもかかわらず白紙撤回は取り下げず、市民の間には不満が広がっていると市は考えておられるようでございます。

そこで、今回、市は、会社の白紙撤回表明による市民の不安を払拭するためには、協定の有効性について民事調停という場で明らかにしようとして、今回の民事調停の御提案というふうな状況になっておるところでございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 今回の公共関与のこれまでの我々の議論の中でも、特に産業廃棄物処分の残余容量の問題というのが、非常に大きな影響といたしますか、この公共関与処分場をつくるという上で、重大な状況認識の問題として進めてきたという背景があるというふうに思うんですね、経過が。

そうすると、今お話しのとおり、九州産廃については、最終処分年度前倒しをして終了するということが菊池市と熊本県も入って、つまりそのことに関する補償等を協定の中に入れて状況の協定書をつくりながら今回に至っているというふうに思いますね。

そこで、菊池市が非常に大きな役割を果たしてもらわなきゃならぬわけですが、今、菊池市と九州産廃の間でそういう認識の違いが出てきて、法廷闘争まで発展するとい

うような状況になっているわけでありまして、しかし、その段階で、県が果たした役割についても非常に大きなものがありまして今日に至るとるわけでありまして、このことは菊池市と九州産廃との問題だけではなくて、県がやっぱり重要な役割を果たしていかなければ、現状だけでは難しいのではないかなというふうに思っています。

きょう、この委員会に御出席いただいている委員の先生方も、この経過については、これまで、特に1期生の皆さん方は十分な認識のない先生方もいらっしゃるわけですから、ぜひ担当の課の方で現状等については細かく報告をしながらやっていかないと、将来また大きな議論をするときに、これまでの歴史的経過を十分認識していなかったがゆえの問題も出てくる可能性もありますから、その点は十分注意をしながら、ぜひ細かな説明をやっていく中で、かかる問題に対する対応を県として責任を持ってやっていただきたいということを要望として申し上げておきたいと思えます。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

それでは次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 先ほど、高口産業支援課長から、海砂利の違法採取の点でお話ございましたので、確認をまず最初にしておきたいんですが、平成17年と言われたですかね、前回の違反の量と金額と罰金とその後の処分と、要するに違法を繰り返さないための施策、そこまでまず。

○高口産業支援課長 今、西岡先生からの御質問でございますが、天祐海運によります前

回の摘発の内容について御説明をいたしたいと思えます。

前回は、平成17年の10月7日に、海上保安部の方より、砂利採取法違反ということで摘発が行われております。その後、検察庁に提起をされ、同年12月2日に罰金刑が確定いたしております。

その内容でございますが、まず、内容につきましては、当時、これは平成15年度の採取計画で認可をしておりました13万5,000立米の認可に対しまして、15年8月から翌年3月にかけて約28万5,000立米多い砂利を採取していたというふうな容疑でございました。

判決でございますが、11月16日に出されました判決によりますと、被告人のうち有限会社天祐海運、会社でございますけれども、こちらの方に罰金10万円、それから被告人岩崎社長ほか2名に、それぞれ罰金10万円が課されております。

この処分を受けまして、県の方につきましては、関係課の方で調査あるいは聴聞等の手続をとりまして、行政処分といたしましては、平成18年4月に、当課から3カ月の事業停止命令を出しております。

その後、この事案を踏まえまして再発防止策に取り組んでおりますが、まず、平成18年8月から、検査手法の強化をいたしております。関係課3課ございますが、産業支援課、河川課、それから水産振興課、これによります合同の立入検査、また、産業支援課、河川課によります帳簿あるいは歩どまり調査、さらには毎月ごとの採取実績報告書の聴取等を行いまして、さらに漁業取締船によります採取区域の監視、あるいは陸上からの採取船の監視、さらには採取跡地の水深調査等も行ってきたところでございますが、残念ながら私どもの調査では違反を発見することができませんでした。

○西岡勝成委員 前回、17年に違法にとって

売買した金額はお幾らですか。

○野田河川課長 河川課の方で熊本県の一般海域管理条例というものがございまして、それらは、国有財産の管理という観点から一般海域における土砂等の採取の許可を行っております。

それに対しまして、当時15年度分の不当利得返還請求という形で3,295万186円の返還請求を行っております。

現状としましては、3,100万の返還が行われておりまして、今現在、未納金としては195万186円という状況でございます。

○西岡勝成委員 前回も何億という違法な採取をして、大体全部で罰金が40~50万というような話を聞いたんですけれども、今回も新聞によると3億円ぐらいの違法をしとるといような話ですけれども、前はそんな金額だったんですか。

○野田河川課長 一般海域の管理条例に基づきまして、不当利得の返還というようなことで、28万5,000立米に対しまして3,295万円というふうな返還請求を行っております。

○西岡勝成委員 私が言っているのは、要するに幾ら分の金額です。

○城下広作委員 売買の金額を言っている。28万立米が当時幾らぐらいの金額になるかということ、先生は聞かれているわけです。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

当時の三角海上保安部の資料によりますと、28万5,500立米につきまして、保安部の調査によりますと、販売金額としては約3億7,000万ということでございます。

○西岡勝成委員 要するに、3億7,000万違法に採取をして、売って、そして罰金を払ったのが3,000万ぐらいですたいね、ざっと。それがまた今回同じような額で繰り返されているということですよ。

そうすると一番の問題は、何で違法を繰り返すまでに見逃されてきたかということですよ。そういう体制が甘かったのか、その辺はどう考えておられるんですか、県として。

○高口産業支援課長 砂利採取法にかかわります我々の方で法律に定められた検査の権限がございしますが、この権限につきましては、通常のいわゆる刑事訴訟手続であるような犯罪であるような厳しい捜査権はございません。

私どもの方で、以前この事案があった時点で、この法律を所管しております経済産業省の方に照会もしておりますが、私どもの方でできる調査と申しますのが、採取量の、これは刑事のあれではなくて、いわゆる砂利採取法そのものが災害防止の観点からできた法律でございしますので、その観点からの調査、検査ができるというふうになっておりまして、帳簿ということで砂利採取の日報、これが法律で定めてつくることになっておりますけれども、これ、あるいは稼働状況、納品書、こういったところの調査はできることになっておりますが、例えばお取引先等の検査とかそういったことができないということになっておりまして、我々の調査の限界もあるというところでございます。

○西岡勝成委員 今回の違反に対しても、大体同じような、例えば業務停止とか罰金とか、そういう形になっていくのか。

○高口産業支援課長 砂利採取法に基づきます行政処分につきましては、今後裁判所によります法的な判断が下りまして、罰金刑以上

の判決が出ますと、6カ月以内の事業停止、もしくは砂利採取法に基づきます登録の取り消し、そういった処分ができることになっております。

○西岡勝成委員 再犯ということですよ、今回は。そういうのも加味されて裁判所の判断はあり得るんですか。

○高口産業支援課長 この裁判所の判断は、私どもの方でもはかり知ることはできませんが、今回の事案に関しましては、前回三角海上保安部の方が最初に公表した資料では、砂利採取法の遵守義務違反のみの案件での摘発でしたけれども、今回は、この遵守義務違反に加えまして、法32条に基づきます帳簿の虚偽記載あるいは虚偽の申告といったことについても、適用条文ということで今回出しておりますので、ここら辺がどういうふう判断がなされるのか、これからのことになるかと思っております。

○西岡勝成委員 今までの推移から見ていって、今の法律関係で行きますと、どうしてもこれは、例えば1億円脱税をしたら、大体1億円を失いますよ。これは残るんですね、金が、今のままだと。何億か知らぬけれども、違反しても残るような形になってますよね。

これはこのままやっくと、また起こりますよ。今、我々環境対策特別委員会、ずっとこの4～5年、有明海の再生で一番問題にしてきたのは、この海底の砂利採取について、いろいろ今度も提言の見直し等々もありますけれども、覆砂のことは大事に思いながらも、海底を荒らすというのは非常に問題だということで提言もまとめてもありますが、これがやっぱり繰り返されて、多分大きな量で、ほかのところ——これは推測ではいけませんけれども、こういう違法な採取がされていた可能性は私は十分あると思うんですね。

把握できなかったということは、保安庁によって摘発されたわけですから。

この辺は、条例できちっと厳しくやっていないと、また再度こういうことが繰り返される可能性大だと思いますので、ぜひこの辺は、この委員会の一つの大きなテーマでもあるところの分野でございまして、執行部の方も再度やっぱり考えを新たにしていかないと、この問題はまた繰り返されると思いますので。

○野田河川課長 先ほど、熊本県の一般海域管理条例と申しましたが、そこに罰則規定がございまして、この罰則規定につきまして、20年4月1日に改定いたしました。

その条文を読ませていただきますと、詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を逃れた者は、その徴収を逃れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処するというようなことで、5倍に改定しております。これを5倍に改定することで、こういう不正に対する抑止になればというふうなことで改定したところでございます。

残念ながらこういう事態になりましたが、1倍から5倍という幅がございまして、これにつきましては司法の判断を待って、それぞれ総合的に判断して過料を課したいというふうなことで考えております。

○城下広作委員 砂利採取で、河川の場合には、事前に採取申請をするときに断面をとって、終わった後、竣工検査でまた断面をとって、どれだけの断面で変化しているかわかるんですね。

海砂の場合には、いわゆる最初の高さがあって、ポンプで吸い上げて深くなるわけですね。この竣工検査というのはするんですか。

○高口産業支援課長 先ほども少しお話をしましたが、18年以降の指導強化の中で水深調

査をやることにいたしております。それで、海底の状況は一応把握はさせていただいております。

○城下広作委員 だったら、そのくぼみの状態で申請が13万立米、実際にくぼみでこれだけになったら13万を超えているというのは、普通はわからないと水深調査の意味がないですたいね。これはどういうふうに考えている。

○高口産業支援課長 確かに、そういうことからとも思いますが、かなり広い面積の中で採取をしてあるところでもございまして、なかなか、私どもの今までの調査の中では、そこまで発見ができなかったということでございます。申しわけございません。

○城下広作委員 じゃあ、その竣工検査というのは、余り、これで違法なものを見つけないのは難しいということでしょう。そうすると、それはちょっとやり方を考えないと、いわゆる申請をしてとった、その点検をするという機能はできないということ言ってるということでしょう。

○高口産業支援課長 海底の調査につきましては、この海砂利採取の問題は海底に貧酸素水の固まりができるというふうな御指摘が、この有八の委員会の最初のころにございましたので、そういった特にでこぼこ、深いでこぼこことかになってないのかというのを特に中心にこれまで検査をしてきておりますので、今城下先生がおっしゃったところについては、私どもとしても、まだうまくできてなかったところかと思っておりますので、今後どういったところができるのか、もう少し検討させていただきたいと思っております。

○城下広作委員 いわゆる稼働時間とか、そ

ういうことをすれば、それはいわゆるいつでも偽装はできる。それを防ぐのは、最終的には竣工検査という形でしか実際はできないんですよ、やっぱり。それをどう高めるかということと、実際にとった場所を、そこをまた検査するときには、いかに間違えない箇所で見つけて、そして深さを調べる、これしか方法はないと思います。だから、そういうことをちょっと高める以外にないんじゃないかと思しますので、ぜひその辺は対応を考えていかなきゃいけないというふうに思います。

○鬼海洋一委員 今、課長の話聞いておきますと、これまで、そういう違法な採取を確かめる方法は現状ではなかったと、できなかったというような答弁だったと思うんですね。今回は、これはどこで、この摘発状況というのは出てきたんですか。

○高口産業支援課長 海上保安部の方の情報によりますと、ことしの春、天祐海運さんが違法採取をしているのではないかという風評が海上保安部の方に入ったというふうなことでございます。だから、それに基づいて保安部さんの方が捜査に入ったというふうな経緯だと聞いております。

○鬼海洋一委員 今回、この委員会の中でも、この海砂利採取については、長い間委員そのものが頭を悩ませざるを得ないような、そういう非常にデリケートな問題なんですね。我々も審議してきた非常に大きな課題ですよ。

しかも、この海砂利の採取計画が出されまして、平成19年度が21万立米ですよ。それから毎年5%削減をするという、こういうぎりぎりといいますか、そういう作業をやっている今日の状況の中で見てみますと、32万立米というすさまじい、けた違いの状況で違法採取が行われていたというこの現実、

ちょっと反応が弱いんじゃないかというのが率直な私の気持ちですね。

これほど——単なる5%を削減するために、我々も物すごい悩みを持ちながら努力をしてきている。しかし、今回出てきたのは、32万立米という1年間の採取計画をはるかに超えるものがこの中に出ているにもかかわらず、執行部の方で反応がちょっと鈍いんじゃないかなというような印象をまず持つということをお願いしたいというふうに思います。

そこで、今、熊本県として認められている業者、今採取をやっている業者は何社ぐらいあるんですか。

○高口産業支援課長 現在採取を行っておりますのは、採取場としては、八代海の方で3業者、それから有明海の方は、この天祐海運1社でございます。

○鬼海洋一委員 優良といいますか、適法な形で採取をされている業者にはまことに申しわけないんですが、今お話のとおり、確かめる方法というのは現状ではないんですという状況であれば、前回の先ほど西岡委員の方から指摘をされたものを含めまして、ほかのところでも、もしかしたら違法採取がされるとじゃないかなと。

しかも、我々は21万というわずかな量を5%削減しなきゃならぬということですとやっているにもかかわらず、32万も一方的にやれるという状況であれば、ほかのところももしかしたら膨大な量の違法採取があっているのではないかというふうに疑問を持つのは、私一人ではないのではないかというふうに思いますね。

ですから、そういうことに対して、今現状なかなか難しいんですというお話がありましたが、警察や、あるいは保安庁や、そういうこと等を含めて連携をとりながら、今後どう

していこうかという動きについては、もう起こされているのでしょうか。

○高口産業支援課長 今の鬼海委員の御質問でございますが、確かに私どもも、こういった現状を放置するというのはよくないというのは十分承知いたしております。

そういった中で、どういったことが県としてできるのか、現在、関係の課と、いろんな手法がないのか、今検討を始めているところでございます。なるだけ早い段階で取りまとめまして、やれるものからやっていきたいと考えております。

○鬼海洋一委員 後でまた条例改正の問題については御意見を申し上げるといふふうに思っておりますが、とりあえず今この問題で申し上げたいことは、ぜひ関係のところと——先ほど河川課長の方から、平成20年度に条例を改正した部分のお話もありましたが、やっぱり見て今この状況ではちょっと問題だといふふうに思うのは、委員全員じゃないかなといふふうに思いますね。

ですから、この事件を契機に、もう一回その辺の見直しを早急に行っていただいて、私たちが非常にデリケートな状況の中で審議している採取の問題と、この我々委員の思いについてぜひ合致できるような状況をつくっていただきたいということを、ぜひ、この委員会の中で、委員長としても、そういうぐあいに確認をしていただきたいといふふうに思っております。

○守田憲史副委員長 平成15年に、13万5,000立米ですか、認可したのは、県が認可しているんですかね。その後、また違反をしたにもかかわらず今回認可しているの、業者が、この天祐かなんかが掘ってるわけでしょう。今度また処分が行われた後、営業停止が終わった後も、やっぱりここに出す可能性も

あるんですか、将来。

○高口産業支援課長 今後司法の判断がどうなるのかで、県の行政処分がどうなるのかにかかってくる分はございます。と申しますのは、業務停止6カ月以下というふうな処分であれば、その処分が終われば再度認可してきて、適正な内容であれば認可せざるを得ない状況になります。

○守田憲史副委員長 一度二度これだけの犯罪を犯しておきながら、また認可せざるを得ない、そのくらいしか県の裁量はないんですかね。

○高口産業支援課長 法律に定められているのでいきますと、先ほど申しましたように、6カ月以下の業務停止もしくは登録の取り消しというふうな選択肢でございますので、仮に登録の取り消しを行えば、それから2年間は再登録はできないということになっておりますので、そちらの方が少し重い処分になるかと思えます。

○守田憲史副委員長 例えば、土木業でも、今指定とか一般競争入札というのが問題になっていますが、これだけ悪いことをしたのは、例えば認可というか資格はあっても、裁量をもってこの会社は排除する、将来にわたって排除するという、その裁量の部分はないんですか。

○高口産業支援課長 今の御質問ですが、私どもも、これは砂利採取法という法律に基づいた業務を行っておりますので、何かこれと別なものがあれば、それはあり得るんでしょうけれども、この法律上はそういうふうな処分しかないということでございます。

○西岡勝成委員 これは今後の提案なんです

けれども、結局船に積むよりほかないんですよ、砂というのは。船を把握することですよ。海底をどうのこうのとか、掘った面積なんていう必要はない。船を1そう1そう把握すれば間違いなく対応できると思います。大きな船ですから、そんなにあちこち行ける船じゃないんですよ。その辺をやっぱりあれされぬと、根本的には私は違反の根絶はできないと思います。

○堤泰宏委員 答えがあると。

○西岡勝成委員 いや、提言ですからいいです。

○堤泰宏委員 私は山で、砂利採取法なんか全くわかりませんが、今阿蘇で農業が大変厳しいんですよ。種を植えて、育てて、3億の収穫というのは、私たちから見ると気の遠のくような話ですね。それを、経費が幾らかかるか知らぬけれども、勝手放題にとって、そして40万か50万、3億とってですよ。そして、半年すると、また仕事ができる。業者の数がどれだけおって、入札制度がどがんこつになると、そやんとは私はよくわかりません。ただ、河川課長が、今詐欺罪の適用ができるようなことも言われました。

大体、泥棒して、盗品、盗人品というのは、買った方もこれは罪がありますもんね、きょうは県警からもお見えであります。それで基準以上にとった砂というのは、恐らく安く販売しとるはずですよ。これは安く販売しとるはずですよ。安くても、これは採算が合うでしょうからね。買った方は、安く買って何のおとがめもない。これは共同正犯ですもんね。

ですから、そこら辺を——何でも犯罪はそうですよ。出口を締めぬと、これは絶対とまらないです。ですから、買った方を何か規制する、または、きょうは土木部もおいでであ

りますが、そういう盗人した砂をつくった建築物は解体をさせるとか、厳しく臨まぬと——いやいや、それは砂といえども、これはだれの財産か知らぬけれども、財産ですよ。これはそういう、締めぬと、悪いこつする人たちには穏やかなことを言うとしてもだめですよ。

それから、今課長が法に限界があると何回もおっしゃいますけれども、それは何回もやられたものを限界があつて見逃しとれば、これは法はつくらぬ方がいいですよ。その法をつくれば、その上に行くのが犯罪者ですよ。だから、犯罪者のもういっちょ上の法をつくらぬとだめですよ。

これは、法律というのは条例でできるはずでしょう。詐欺犯の取り締まりとか、これはもう法でできるはずですよ。盗人した品物を買うた者は、これは罪だけですね。私は、法も素人じゃありますけれども、阿蘇の農家の厳しさを考えると、これはよ過ぎますよ。答えをちょっとしてはいよ、課長。

○平野みどり委員長 どなたか答えられますか。

○藤川隆夫委員 関連で。

採取して、それは結果、販路があると思うんですけども、先ほどちょっとそっちの方は調べられないみたいな話をされてましたけれども、とったものを結局出すところ、会社があると思うんですよ。その付近を調べれば、どの程度流れているかというのは、逆に把握できるんじゃないかというふうに思うんですよ。

その部分についての調査権というのは、先ほどちょっと聞いた話だと、ないような話をされてたんですけども、本当にそうなのかどうか。

○高口産業支援課長 砂利採取法に基づきま

す調査、検査というのは、権限の中では取引相手先までは検査できないというふうになってございまして、そういったところにつきましては、まさに今回海上保安部の方で行われましたが、こういった捜査の手続の中で、相手先を調べて不正を摘発していくというふうな役割分担と申しますか、そういったような仕切りがしてございますので、そういうことでございます。

○藤川隆夫委員 今、警察と一緒に当然やってもらわなきゃいけないんですけども、ただ、どこに売った買ったというのは残っているわけですね、当然売買しているわけですから。だから、それを監査の中で見ていけばどこに売ったかはわかるわけだし、それに対して、ある意味、それをきちっと調査してやるという方法も、私はあるんだろうというふうに思うんですね。警察と相談されて、やっぱりその付近までやってもらえればと思うんです。

○平野みどり委員長 答弁はいいですか。堤委員への答弁はございますか。

○緒方交通部参事官 我々も、砂利採取法という法律は適用したことが今までございせんけれども、さっき先生がおっしゃったように、盗品あたりを買えば、贓物故買ということで買った方もやられるというふうな法律がございまして。

ただ、砂利採取法の中で、ちょっとどう規定がなっているかわかりませんが、課税通報はされるのですか。要するに、売った分の、例えば20何立米売ったと、もうけたと、それに対する税務署への通報ですね……（「マイクを」と呼ぶ者あり）

もうけた部分に対しての、我々、例えば白トラ行為なんか上げますと、収益が出るわけですね、何千万と。それについては、税務署

の方に課税通報をしますと、税務署の方で、ちゃんと税金も、それに対する税を取り立てるといいう制度があるわけですけども、海上保安部がその辺をやっているかどうか、ちょっとわかりませんが、そういった方法もあるんじゃないかなと思います。これはちょっと参考まで……。

○堤泰宏委員 えらい長くなって悪い。

売れば領収書がとれますよね。ですから、必ず売り先はわかるし、どれだけ売ったかわかるし、金額も、私は普通ならわかると思うんです。それは、領収証なしで売って、買う方は領収証なしで金払う、そうすると、これはトラブルになるですね。おれは砂はやったけど、金もろとらぬと言うたら、これは悪かつと悪かつのだまし合いだけですね、恐らくは。

だから、そがん悪いやつは必ず領収証をがっちりとするはずですよ。だから帳簿に残るとるはずですよ。だけん、量も金額も相手も、みんなわかると思うんですね。

○緒方交通部参事官 大体、通常うちの場合は、もうけた金については、税務署の方に課税通報という形でやりまして、税務署から取ってもらうということですね。じゃないと、罰金10万円なんて、これは本当に簡単なあれだろうと思ひまして、恐らく2回目ですれば、前回10万でしたら、今度は恐らく20万ぐらいじゃないですかね、罰金としましては。3回目にやると公判請求すると、懲役刑の正式裁判をすると、恐らく略式命令で20万、3回目で公判請求ということで、正式裁判になるのかなという感じだと思います。ちょっと聞いた限りではですね。

○早田順一委員 堤先生と一緒に、私も山育ちなんですけれども、根本的なことをちょっとお聞きしますけれども、この海砂利採取計

画、毎年減らされていますけれども、これは何のために減らされているんですか。

○森永環境立県推進室長 県の海砂利採取計画につきましては、スタートとしては、この前の有八の有明海・八代海再生特別委員会の提言を受けて、海砂利採取について縮小という方針を出していただいていた。

それに沿った形で、今お話のような、かつて違法採取という事案もあったものですから、県で、当然環境面での配慮と産業振興上の需要に対応するという両面ございますので、大きな方向としては縮小という方向を受けて、段階的に2～3%ずつではございますけれども、削減を図っていくという計画を20年1月に立てたということでございます。

○早田順一委員 ということは、先ほど32万3,000立米、もう異常に大きい数字を合法的にとられてますけれども、これだけとって環境的には何も影響は出てないんですか。

○平野みどり委員長 非合法ですね。

○森永環境立県推進室長 今回の事案については、まだ我々も情報をいただいたばかりでございますので、先ほど産業支援課からも申し上げましたように、関係課で、対応について、改めてまた早急に協議していきたいと考えております。

○早田順一委員 ここには、立証されてないというふうな言葉づかいもしてありますけれども、私は、これだけ違法に採取されていると何らかの影響が必ず出ているはずだと思うんですよね。だから、その辺もしっかり調査をされて、何のためにこれをやっているのかというのを明確にされた方がいいと思いますけれども、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○森浩二委員 年次計画で採取量が決まっていますよね。これ2年分とってるから、2年分はもうとらせないということはできるんですかね。2年分余計にとってますよね。

○森永環境立県推進室長 削減計画は、毎年度毎年度、その時点でのいろんな採取条件が整った事業主体の方々について、翌年度どれぐらいの総量規制の中で各事業者の方で協議いただいて、個別の事業者の削減量を決めていただいているというのが一般的な取り扱いでございます。

それで、今お話があった、かなり今回30万を超えるような違法採取というのが事実として確認ができるということであれば、それが今お話のように後倒しといいますか、総量規制との関係でどう取り扱うというのは、一つの検討テーマとしてはあると思っております。取り扱いについては、また改めて検討していきたいと思っております。

○堤泰宏委員 最後、いいですか。

私たちが小さいころは、教室で悪いこつすると先生から並べられて、だれがしたかわからぬときは、10人ぐらいいかれよったですよ。この海砂利の採取、これはゼロにした方がいいですよ。こういうめっちゃくちゃなことをしよるなら、もうゼロですよ、これは。

ここで決めていいなら、ゼロにしましょう。もう一切とらせない。このくらいせぬと、こやっどまわからぬ。それはよかもん、仕事せぬでどこでんとって、売り先がある、売り先があるからとる。これは私は問題と思うですね。私は法律はわからぬけれども、ここでゼロに決めていいなら、先生、決めようじゃないですか。いや、言うたっちゃわからぬですよ、こやっどま。

○平野みどり委員長 いろいろ今回の大変残

念な事件について、各委員から、さまざまな角度で御指摘並びに質問がありました。この後の提言見直しに向けて、本当に水を差すというか、大変残念な状況でございますけれども、覆砂に関しては必要ということで、堤委員のお気持ちは十分わかりますけれども、今後、皆さん方の指摘について、しっかりと対応をよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○田代国広委員 八代海、有明海に限らず、海の再生、海を守るためには、やはり我々人類は、企業も含めて出す、いわゆる排水の浄化というのはとても大事だと思うわけですが、そういったことを認識されて、県も生活排水の浄化の向上に取り組まれておるわけですよ。

残念ながら22年度末の目標が82%になっていますが、現段階では76.5%ですか……（「何ページか言った方がよかですよ」と呼ぶ者あり）6ページ。極めて目標を達成するのは困難だというふうに思われます。

と同時に、この目標の82%という目標自体が、全国平均は84%ですか、あるわけですよ、既に。にもかかわらず、目標自体が全国平均を下回っている現状を、どのように認識されておるのか。目標になかなか達成しない現状を、どう認識されておるのか。

例えば、これには財政の問題と書いてありますが、それぞれ自治体の財政状況によって、こういった結果になっておるのか。あるいはまた、家庭排水、そういったものに対する認識ですね。地域住民の方々の認識の低さと申しますか、そういったのが背景にあるのか。

どういった状況で、こういった数字であり、目標が全国を下回るようなことになっているのかについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

この目標ですけれども、全国平均よりも8%ぐらい下回っております。やっぱり九州各県ではそんなに劣っているという状況ではございませんが、東京、大阪とか、大都市の方、先にもどうしても生活排水対策を進めたところ、そちらの方がやっぱりかなり高い率を、例えば98%とか100%近いとか、そういうところがありますので、どうしてもこういうふうになべてやりますと、ちょっと落ちるというふうな結果にはなっております。

それから、今後の進め方でございますけれども、一つにはやっぱり委員がおっしゃいましたように、最近の自治体の経済状況、財政状況の厳しさというものがございまして、新規に取り組むところが、下水道、浄化槽、農集に限らず、そういうところが最近ちょっと少ないという状況がございまして。

それから、委員がおっしゃいましたように、特に浄化槽につきましては、単独浄化槽を合併浄化槽に転換するというのは住民の方々の御理解が必要でございますので、その辺は十分関係市町村と連携しながら普及啓発に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○田代国広委員 私は、下水道を町で進めるときに、滋賀県に視察に行ったんですよ。驚いたのが、我々は地元で推進をやったんです、入ってくれと。ところが、あそこは、住民が、地域が逆に県の方や町の方に早くしてくださいと言って来るというんですよ。

それは何かというと、もちろん財政、滋賀県は所得の率もいいわけですが、あそこは琵琶湖を持っていますよね。琵琶湖を守るんだという住民意識が非常に高いと。そういった意識が、そういった行動を起こしてきとるわけですよ。

ですから、確かに本県のこの低さというのは、これは決して誇れる数字じゃないわけですよね。そしてまた、八代海や有明海を再生するためには、これを上げなきゃならぬわけでしょう。

そういったことを考えると、やはり財政ももちろんですけども、そういった住民の意識ですね。環境に対する意識、そういったものをやはり啓発する、そういった行動をぜひ起こしていただきたいというふうにお願いします。

○平野みどり委員長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

それでは最後に、地球温暖化対策に関する件について質疑を受けます。ございませんですか。

○西岡勝成委員 何回もすいませんが、この前環境教育を考える議員の会で韓国に行ったときに、ちょっと私は思ったんですが、リユース瓶を、国の法律によって、瓶にしてもしょうちゅう瓶にしてもリユースするようなことになっています。

鳩山総理が25%削減を発表されていますけれども、やはり消費者ができること、また教育でできること、会社でできること、いろいろな立場でこの環境温暖化対策というのは考えていかないと、到底じゃないけれども、数字だけ掲げても非常に私は達成をしていくのは困難だと思いますけれども。

やはり県の中でも、そういう、できることは条例をしながらでもやっていく覚悟でやらないと、なかなかこれは、生ごみの処理にしてもリユースの瓶にいたしましても進まないと思いますね。やっぱり覚悟を決めて、この温暖化にどう立ち向かうんだということを、これはメッセージとして出さないと、熊本県は環境県と言われながら、そのぐらいの何か

を——それぞれの立場ですることは違うと思いますけれども、行政は行政で、どこまでせないかぬかということをやっぱり覚悟を決めてやらないと、25%削減と言葉だけ発しても、なかなかこれは実質は追いつかないと思いますけれども、その辺は部長どうですかね。

25%、産業界もありますし、子供たちの教育もある、ボランティアもある、いろいろできるかもしれませんけれども、行政も市町村も県もあると思いますけれども、何かの形でその辺きちっとした方向性を示さないと、25%の削減は、ただ言葉だけで終わると思うんですけれども。

○駒崎環境生活部長 25%削減につきましては、その手法がまだ明らかにされておきませんので、真水として国内で減らす分、それから森林吸収分、海外取引分、その辺の仕組みがわかっておりませんので、すべてが国民の真水で、生活の排出量を抑制することで25%と決まっているわけではありませんが、そうした前提を含めてお話をいたしますと、国民生活、あるいは日本の産業の活性化、国際競争力の維持という、当然国民生活にかかわる部分をらみながらの対策は必要かと思えます。

ただ、その一方で、地球温暖化対策で日本が世界の中でしかるべき役割を果たす、先導的役割を果たすという意味であれば、今後国民にもそういう自覚を持っていただく必要があるんだろうと思えます。

先ほど、田代委員からも、下水道の関係で、そうしたことが大事なんだという、市町村が自覚をして取り組むべきだというお話がございましたけれども、これまでのような楽な生活、自由な生活ではない部分があるかもしれません。

車も、環境対応車に買いかえていくというふうな経済的負担があるかもしれませんし、

電力料金も、太陽光発電とか風力発電など全量買い上げとかになっていきますと、電力料金も上がっていきますので、一方で電気代の負担はふえる世帯も出てくる。

そのほか、環境税などが広がりますと、ガソリンの値段、あるいはこれまで課税されておられませんでしたような灯油なども値段が上がるというようなこともあります。

そうしたもろもろのことを含めて、しかし、国民がこれだけのことは受けとめて、日本の環境、世界の環境を守っていくためにしっかりやろうというふうな自覚をまずつくっていかないと、法律でどれだけということできいきなり上から押さえつける手法では、いろんな不満がやっぱりたまっていくのではないかと。産業界の理解も得ながら進めないと、結局は日本の国際競争力だけが落ちてしまうという不満がいろんな面で反発をしていくことになるのではないかと。

産業界に対しては、環境改善に資するような設備投資を促す意味での何らかのインセンティブも必要ですし、安全性の優遇とか、あるいは設備投資について融資なり補助なりをするというふうなことも必要かと思えます。いろんな政策を総動員しながら、そして国民の啓発をしっかりやりながら、国民の合意のもとで進めるというのが理想ではないかと思っております。

今、西岡委員からお話がありましたように、かけ声だけでは、とてもその25%なり、あるいはそのうちの何割か、25%の20%分、真水は20%分かもしれませんが、そうしたことには、数字にはつながっていかないと考えますので、国を挙げて、あるいはそれを受けて、地方自治体を含めた行政が、まずしっかりと取り組み方針を決めて、将来設計を示しながら、工程表を示しながら国民に示していく、協力を促していくということが必要ではないかと考えております。その点では、西岡委員の御指摘のとおりだと考えております。

○西岡勝成委員 県は県で、できることをやっぱりきちっと示してやらないと、国がどうだからと言っても間に合わぬ。我々ができることを身近なことからやっていくような気持ちを持つとかぬと、気概を持つとかぬとできないと思いますので、よろしく願います。

○堤泰宏委員 やる気があるかどうか、質問します。

今、自動車の話が出たですよ。県の公用車、知事車初め、みんな軽にかえなっせよ。パトカーも、もう小型にして、あがんクラウンの太かつでさるかんでよかはずだもん。そして、知事は東大教授だったわけですから、東大教授の知事がそがんしよるといふとなら、よそもちつとはまねしますよ。金も安くなる。25%にも近づく。

やっぱり言うばかりじゃだめですよ。実践せぬとだめですよ。軽自動車にかえる運動を熊本が率先して始めたら、これは熊本は有名になるですよ。道州制が発足したときは、熊本は州都になるですよ。熊本の人が州知事になるかもしれぬ。

もう終わり。答えは要りません。

○鬼海洋一委員 9月議会で、条例制定の時期について、当初12月ということで進められていたものを、今、国際的にも、国内的にも、そういった議論のさなかですから、2月までぐらいに延長して、その間、全国的な状況に合わせ、整合性を持てるような内容にすべきではありませんかという質問をさせていただきまして、結果として、2月議会で制定をするという運びになって現在に至っているわけですが、既に——しかし、COP15についてはかなり厳しい状況で、国際的な合意がどの程度得られるかということについては、かなり困難な状況ではないかというふうに思

っております。

しかし、我々が現場で努力すべきことは、これはもうどういう状況になろうとも、これは当然やっていかなきゃならぬ課題でありますから、既に、そのために県では条例の中身、骨子を決められまして、今、12月8日までですから、この資料の中にはパブコメの段階に入っているわけですね。

この段階ですから、なかなか細かな状況を今御報告いただくということにはならぬというふうに思いますが、ただ、10月には、中小規模事業者や各市町村を対象にした説明会が行われております。

特に今回注目すべきことは、この議論の中身として、例えばエコ通勤の環境配慮計画書だとか、建築物環境配慮制度の創設、これはもう国との関係もまた改めて出てくるんでしょうけれども、そういう問題だとか、あるいは事業活動の温暖化対策計画書を出していただくと、こういう内容で、既に今ちょっと申し上げましたように、現場での意見交換会といいますか、そういうものが行われているというふうに思いますね。

この事業活動温暖化対策計画書なんというのは、見せてもらいましたけれども、なかなか細かに書いていかなきゃならぬような、ある意味で事務量としてはかなり困難な問題ではないかというふうに思いながら見せていただきましたけれども、今日の段階で、そういう説明会等で、特徴的にはどういう状況の意見が出されており、そしてまた、森永室長、どういう自信を持ちながら、最終2月に向けて進められていかれているのか、ちょっと御報告いただければというふうに思います。

○森永環境立県推進室長 環境立県推進室から、条例の検討状況について御報告させていただきます。

今鬼海委員からお話がありましたように、9月議会の後に、10月になりまして――

7月に大規模事業者の説明会、意見交換をやったわけですが、10月に改めて中小の事業者様あるいは市町村を対象に、条例の今お話があった3つの計画書制度がございまして、こういうのを中心に御説明させていただいたところでございます。

具体的には、制度の中身についての御説明を求めるような意見がどちらかというと中心ではございましたけれども、やはり今お話があったように、事務負担がなるべく重くならないようにそういう配慮をぜひやってほしいとか、中には、中小の事業者の任意で計画書を出していただくという制度を今設計しているところでございますが、もっと強い制度に切りかえてもいいんじゃないかという御意見とかも一応一部あったのは事実でございます。

おおむね、制度自体、温暖化という、それに必要な環境対策をきっかけに経営改善につなげていただくということで、これについてのおおむねの理解は、中小事業者あるいは市町村の皆さんからもいただけたのではないかとこのように考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 この中で、特に事業者に対して、エコ通勤ということに対する配慮というものも含まれておりまして、やっぱり真剣に考えていただいている企業等については、このことについても十分それぞれの企業の中で議論をされているようなんです。

ただ、その中で、私どももずっと申し上げてきましたが、例えば公共交通を利用する場合の利便性の問題、特に時間の短縮の問題だとか、あるいは路線の整備の問題、こういうことについても、やっぱり公共交通のあり方、あるべき姿としてぴしっとやってもらわないと、これだけを企業の方に求められてもなかなか難しいというようなことも、私のところにも随分来ておりまして、先ほどお話も

ありましたが、少し路線の——熊本の交通を守る会、民間の会の方から提言をされた事柄についても、例えば病院等に対する新たな路線の設置問題等、少し前進をしているということはお聞きいたしておりますけれども、その辺の決意といいますか、担当部署の方で一回御発言をいただきたいというふうに思います。

○田代交通対策総室副総室長 交通対策総室でございます。

先ほど報告の中でも言いましたように、いろんな公共交通利用キャンペーンの中でも、自動車じゃなくて公共交通を利用したいんだけどというような声もあります。

それから、先ほど言いました、熊本市も含めまして、いろんな地域協議会の中で、こういうふうに具体的にしてほしいと、時刻表の問題とか、バス路線の問題、具体的な話が出てきております。

それから、いろんなバス協議会の方でも、地域ブロックごとにバスの協議会がございまして、その中で、バスの路線の変更であるとか、そういった議論もあっております。

我々も、いろんな事例がございまして。前回の委員会では、守田副委員長からも話がありました、いわゆる大型店舗さんが自主的にされているような無料バスとか、そういったことが各地であっております。

それから、市町村の方で、乗り合いタクシーみたいな、大きなバスじゃなくてというような、そういった乗り合いタクシー、あるいは循環型のバスとか、いろんな提案がっております。

法律的にも、平成19年の10月に、新しい法律ですけれども、地域公共交通の活性化再生法というのができて、それに基づく国の支援制度というのも今できてちょうど2年たつわけでございますけれども、そういうことで、そういったものを活用しながらという芽生え

がいろいろ各地で我々もやっているところがございます、なお一層、こういった地球温暖化の条例もできますので、通勤に利用していただく。あるいは買い物、あるいは自動車を利用しない方にも自由に交通の手段が確保されるように、公共交通の利便性の向上をしっかりと後押ししていきたい、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 先ほど西岡県議の方からちょっとお話がありました、環境教育を進める議員の会でせんだってソウルに行き、ソウルは世界的にも渋滞で有名な場所ですよ。ちょっとびっくりしたのは、バスレーンが高速道路の中で1車線確保されておまして、つまり自家用車から公共交通に乗りかえる誘導策として、そういうものを政策上とっていると、こういう話をガイドから聞かせてもらいましたが、それくらいの通勤路線をつくるというような、そういうリーダーシップを、県の方で関係の公共交通を担当するバス会社等とも十分お話をいただいてやっていただきたいというふうに希望しておりますので、よろしくどうぞお願いしておきたいと思っております。

○平野みどり委員長 ほかにございますか。

○田代国広委員 先般、決算特別委員会で管外視察に行きまして、大阪府の財政再建あたりの実態につき視察の中で関西に行った関係で、直接決算特別委員会とは関係ないんですけども、パナソニック、ナショナルの工場、会社に行ったんですね。視察訪問したんです。

なぜかという、あそこはエコ製品というんですか、物すごく開発、研究をされておまして、さまざまなエコの家電品を製造されておりますし、また、将来に向けての取り組みと申しますか、そういったものがございまして、そういう中でちょっと目についたとい

うか気になったのが、約1メートルの直径のボールがあって、それに書いてあるのが、それは1キログラムのCo2だと書いてあったんですね。

終わった後の質疑応答の中で、例えば2,000ccなり1,500cc、車種によって違いますが、車でどれくらい走れば1キログラムのCo2が出るのですかということを知りたいんですよ。ところが、それに対する——車屋じゃないからかもしれませんが、答えが出てこなかったんですね。

県の中で、例えば車の1,500ccや2,000ccなりに、どれくらい走れば1キログラムのCo2が出るということを知った方おられますか。

○田代交通対策総室副総室長 交通対策総室でございます。

逆算はちょっとしてませんけれども、自家用乗用車に1人で1キロ乗ったときの排出されるCo2量が168グラムでございます。1人1キロ自家用車で行ったら168グラムでございます。

それに対して、バスの場合で行きますと、それが168じゃなくて51グラムでございます。何人かで乗りますので、それを人で割ると、全国の平均でございますけれども、実績からした平均ですけれども、51グラムでいいということで、大体3分の1ぐらい、1人1キロを運ぶためのCo2の量は3分の1になると。

それから、電車でございますけれども、電車では、1人1キロ乗るときには、定員が多いでございますので、大体19グラムというふうなことで国交省のホームページに載っておりますので、大体自動車の9分の1、10分の1というようなことでございます。大体そういうことで我々理解しております。

○田代国広委員 なぜこういうことを聞いたかということ、やっぱり環境問題は極めて大事

な問題であるわけです。例えば、私がどういう行動をとれば環境の現実に役立つかということを考えてたんですよ。

例えば、1キログラムを車で例えれば、そういった形を今おっしゃったから、車に乗るのを例えば少し控えれば、1キロ控えれば10何十グラム、おれは協力したんだと。自分に何ができると行動することが大事なんです。条例も大事かもしれませんが、特にそういうことを、最近、この温暖化もそうですし、食糧の自給率もそのように思えてなりません。

したがって、自分が何ができるか。今家庭では、省エネで電気をよく消します、私も。節電ですね。それも確かに環境を考えてのことです。本当にやっぱり一人一人が、例えば車に例えたんですけれども、我々自分が何ができるとずっと考えたときに、そういった発想で聞いたんですけれども、自分がまずできることをやらないと、一人一人が。そういうふうに大事だと思っておりますが、どう思われますか。

○田代交通対策総室副総室長 交通対策総室でございます。

最初の報告のところ、Co2削減ステッカーをバス停等に各社で張っておりますというお話をしました。その中で、身近にできることということで、チームマイナス6%の国民運動をずっとやっておりますけれども、大体1人1日1キログラムのCo2を削減しようということになって、先生がおっしゃっているそういうことで1キロということを出されたと思います。

国民1人当たり大体排出しているのが1日6キログラムというふうに使われております。6キログラムですけれども、それを1キログラム減らしましょうという運動がチームマイナス6%で、今展開されてきているということでございます。

例えば、バス停に張っているステッカーですけれども、嘉島のクレアから交通センターまで、自動車じゃなくてバスで行きますと、削減量は1,135グラム、いわゆる1.1キロ削減できます。それだけでできますよというようなことで、クレアのところのバス停にはそのステッカーを張っているというようなことを聞いております。

ちなみに、県庁から交通センターまで行くと538グラム、0.5キロですので、往復で1キロ削減という1人当たりのノルマを果たせたといったようなことで、ちょっとそういうような工夫も今し始めているところでございます。なお一層、そういうことをわかりやすくやっていきたいと思っています。

○森永環境立県推進室長 関連でございますが、県でストップ温暖化の県民総ぐるみ運動の推進会議を一昨年設けておりまして、この中で、県内統一行動ということで、今お話が出ておりますエコドライブとか室内温度管理、それから新しいところではテレビをなるべく見ないという運動とか、5項目について、参加いただいている民間の各事業者の皆さんに、それぞれの組織を通して県内一円に普及を図って出しているところでございまして、家庭での取り組み、事業所での取り組み、それをまた浸透させていきたいということで、今引き続き努めているところでございます。

○平野みどり委員長 ほかにはございませんか。

○堤泰宏委員 もう何も言わぬつもりでしたけれども、答えが、答弁がちょっと長いですね。長い中にも、例えば私は、この前もお話ししたつです。大型店舗、スーパーでも、何かいっぱいつくらせるときに、きょうは土木部もお見えですが、店舗面積に応じ

て、駐車場の台数をふやしていくわけですね。そして、前面道路を10メートルにしないで、12メートルにしないで。これは逆ですよ。店舗は大型をじゃんじゃんつくりなさい、駐車場はつくっちゃだめですよと、車が動かないですね。

今、私の田舎じゃ、みそ、しょうゆを買うのでも車に乗って買い物に行かぬと、近くには店はなかですよ。酒も売つとらぬ。みそ、しょうゆも売つとらぬ。大型店舗をばんばんつくらせるからですよ。いいですか。それで車の排出ガスを減らなさいと言うても、それは80、90のじいちゃんが、体の動くうちは軽自動車に乗って買い物に行ってますよ。危ない。それは油は食う、金も食う。

だから、行政がもうちょっと本当にやろうと思えば、さっきの密漁船の取り締まりも一緒ですよ、できるはずですよ。今までやってきたことが間違いだらけですよ。大型店舗をつくれれば、駐車場を何千台もつくらなん。そうすると、買い物に行く人はそっちにじゃんじゃん行く。田舎の商店街はなくなる。みそ、しょうゆを買うにも車で行かないかぬ。

車に乗るあれを減らなさい、バスで行きなさい。バス会社は、乗用車に押されて、もう倒産してしもとるでしょう。バス会社なんかないですよ。バス会社を守るためには、町村から補助金を出さなん、県も出さなん。市町村は、もう干上がってしまいよる。県も、もう厳しい。何もかんもいかぬ。

言葉だけで160グラムとか言うても、それは絶対できないですよ。大型店舗の駐車場を全廃したら、これはすぐできます。田舎の活性化もできるですね。みそ、しょうゆが買えない田舎なんていうのは、これは不幸ですよ。

以上です。もう発言せぬです。もう聞けば言わなんごつなるもんだけんな。

○平野みどり委員長 本当にとっても納得の

いくお話だったですね。やっぱり条例をつくるに当たっても、整合性というか、各部各課がきちんと連携をとりながらいっていかないと、環境立県推進室だけで取り組んでもやっぱり難しいということはよくわかりました。

それでは、ほかにございますか。

○池田和貴委員 聞こうかどうしようか迷っていたんですが、一応60ページの条例への位置づけ検討の中で、温室効果ガスを排出しない排出量の少ない自動車の購入ということが、これは個人にも求められているところだろうと思うんですが、当然事業者にも求められると思うんですね。

その中で、今回事業仕分けで、地方バス会社等への補助が3分の1にされましたよね。とすると、例えば本県の公共機関がいわゆる低公害型のバスを導入しようとしたときに、そういうのは影響が出るんじゃないかみたいなことをちょっと考えたりしたんですが、この辺は、バス会社等からそういったお話があったりとか、現実的にそれはどういう影響になってくるのか、少し、これは温暖化防止の観点からは、何か県庁内で話をされたことはありますか。

○田代交通対策総室副総室長 詳細にはちょっと把握しておりません。一方の方で、先ほどちょっと触れました、地域公共交通の活性化再生総合事業というところが引き続き多分生き残っていくかと思しますので、そういったところとの見合いで、ほかの補助あたりもちょっと1割減とかいろいろ鉄道の方も下がったりしておりますので、その後、仕分け後の状況の全体バランスが見えてない状況でございますので、またこちらの方で調査したいと思っております。

○池田和貴委員 わかりました。よろしくお願ひします。

○平野みどり委員長 ございますか。

それでは、2時間が経過しましたので、ここで5分間休憩を入れさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

午後0時6分休憩

午後0時11分開議

○平野みどり委員長 それでは、再開させていただきます。

議題の審議につきまして、ほかになようでしたら、報告事項に移らせていただきたいと思ひます。

執行部から説明をお願いいたします。

○神戸水産振興課長 水産振興課でございます。

八代海におけるノリの色落ちについて御報告させていただきます。

経過でございすけれども、11月に入りまして、植物性のプランクトンの一種であるユーカンピアが異常増殖いたしまして、このユーカンピアについては、2ページの方の右下に写真を載せております。直径が0.2ミリ以上の比較的大型のプランクトンでございす。その結果、八代海の栄養塩が急激に減少いたしまして、八代海全域でノリの色落ちが発生いたしました。

被害の状況でございすが、2ページの表にございすように、11月31日に行われました第1回の県漁連の入札会では、県全体及び有明海では、ほぼ平年並みの生産状況でございすけれども、八代海につきましては、鏡町漁協が出荷した46万枚ということで、平年及び前年の20%程度の生産しか行われなかったということございす。

表には示しておりませんが、12月8日に行われました第2回の入札会では、鏡町漁協から118万枚が出荷されております。

以降、ユーカンピアの勢力が衰え、栄養塩の回復が見られておりますことから、12月23日に行われる第3回の入札会では、ほとんどの漁協で出荷が予定されております。

今後の対応でございますが、引き続き漁場環境の把握と養殖指導を行ってまいります。また、生産が不能になっている網につきましては自主撤去を行っておりまして、予備網による生産を予定いたしております。予備網が不足する業者につきましては、有明海の養殖業者が保有している再冷網を無償で提供するように、県漁連とともに調整を行っているところでございます。

以上、報告させていただきます。

○平野みどり委員長 ただいまの報告について質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○平野みどり委員長 それでは次に、有明海・八代海再生に係る提言の見直しについてお諮りいたします。

県営覆砂事業に関連しまして、提言の見直しについて検討が必要ではないかという、さきの特別委員会での意見を受け、まずは、各会派に提言の見直しの御検討をお願いいたしました。各会派から検討の結果を報告いただき、それらを踏まえ、提言の見直し案を作成しております。まず配付をさせたいと思います。

（見直し案を委員へ配付）

○平野みどり委員長 現行と見直し案を御確認ください。

それでは、事務局書記から見直しを朗読させます。

○川上政務調査課課長補佐 対照表をごらんください。

まず、本文ですが、見直しをする箇所は青色のマークで囲んであります下線を引いた部分です。「今後は作れいやしゅんせつで発

生する良質な砂の活用を推進されたい。」を「今後は作れいやしゅんせつで発生する良質な砂を購入による砂に優先して活用されたい。」に変更するものでございます。

次に、別表施策一覧ですが、見直しをする箇所は青色のマークで囲んでありますが「作れいで生じる砂利の覆砂事業への活用」を「作れいで生じる砂利の覆砂事業への優先的活用」に変更するものでございます。

以上です。

○平野みどり委員長 見直し案は以上でございます。

御意見がありましたら、どうぞ。

○鬼海洋一委員 長年の、長年というか、この数年の懸案課題でありました、この文案がこういう具合に見直されるわけですが、私も県民クラブとしても、この文面の見直しについては、やむを得ないというふうには思っております。

ただ、こういうことを非常にむなしい思いで確認させていただくわけではありますが、実は、例年の5%削減というのは約5,000立米ですよね。しかし、今回の、先ほどからずっと議論になっております違法採取32万立米、本当に何か無念という思いの中でとらえさせていただいております。

ただ、私どもとしては、これまでの文面を作成する上で、長いこの委員会の検討の結果として、やっぱり削減計画、将来的にはゼロにするという、こういう意見等もある中で、この計画書がまとまりまして、そして今回作成されました削減計画、5%削減しながら、5年後にまたもう一回見直しをすると、こういう状況で進んでいるわけですよ。

そして、その5%見直しをするというこの中から、つまり今までは県の覆砂については消費されていなかった分を、今回この見直しによって覆砂に対する使用もできるようにし

ようということですが、将来だんだんだんだん切り崩されまして、削減計画そのものが、もしかしたらますますさらに緩和されるのではないかという懸念もするわけですが、今回こういうぐあいに見直しをされましたけれども、今後の削減計画については、これは守りますというような思いでの執行部としての覚悟、決意について、ぜひお示しをいただきたいと思います。

○森永環境立県推進室長 今、海砂利の県の削減計画についてのお話でございましたけれども、海砂利採取の縮小という議会からの御提言をいただきまして、県の方針として整理したものでございまして、引き続きこの縮小に向けての削減計画を堅持して、適切にいろんな事態について対処していきたいと考えております。

○鬼海洋一委員 ぜひ、これだけはぴしっと守っていただくという前提で、今回のこの見直しについては賛同したわけでありまして、ぜひよろしく願いしておきたいと思えます。

○平野みどり委員長 ほかにございますか。

○西岡勝成委員 自民党からも水産部会を開きまして、この件について議論をいたしました。覆砂というのは、いずれ自然に帰る砂であります、骨材と違いまして。そういう意味からも、今回のこの見直し案については全員で賛成をすることといたしました。

ただ、この下にありますように「中長期的には覆砂に代わる漁場環境改善策についても検討されたい。」という文面がありますけれども、やっぱりダムとかで海への砂の供給が遮断をされております。

河川課長、これは国全体の課題だと思えますけれども、ダムにたまったやつを雨季とか

定期的に下流に流すようなシステムということは今後考えていかないと、もう供給源がストップしているわけですので、なかなか覆砂だけをやっても漁場環境は回復しないと思いますので、ひとつこの際に、そういうやはり国あたりとの今後の話の中でも、ダム湖にたまった——今荒瀬あたりもそういうことをやっていたいておりますけれども、定期的に雨季あたりに合わせて、一遍に出すとこれはまた問題がありますので、徐々にそういうたまった砂あたりを流してやるというようなシステム等も私は考えていくべきだと思いますけれども、そういうことを含めて、今回の案につきましては了承させて……。

○平野みどり委員長 答弁はよろしいですか。

○西岡勝成委員 はい。

○平野みどり委員長 ほかに御意見ございますか。

それでは、提言の見直しについて、御異議がないということで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○平野みどり委員長 そのようにいたします。

次に、その他に移ります。その他として何かございせんか。（「異議なしを」と呼ぶ者あり）はいと言われたので、いいかなど。

○吉永和世委員 済みません、さっき発言すればよかったんですが、海砂利のことで先ほど西岡先生が言われましたが、船を管理すればよかったという話だったんですが、廃棄物排出船も、出港——要は、何時に出港して、現場到着何時で、何時に帰ってきますというのを、前もって海上保安部に連絡するという一つのルールというのがあったんです。

ですから、海砂利採取も、何時に出て、現場到着何時で、要は陸揚げするところに何時到着予定、それにプラス数量は何百立米というのを、前もって通告するというのをすると管理しやすいというふうに思いますので、そういったことも参考に検討いただければというふうに思います。

それと、1点お伺いしたいんですが、今風力発電というのがありますよね。風力発電で人的被害というのが結構あるというふうに聞いているんですが、県も風力発電をやっているんですけども、そのでの人的被害というのを何か把握されていることがあれば、ちょっと教えていただきたいなと思いますが。

○駒崎環境生活部長 県が行っております風力発電は、企業局が阿蘇で行っている分でございます。3基だったと思います。堤先生が御存じかもしれませんが、こちらの方は、最近ちょっと風の状態が悪かったり機械の状態が悪かったりで休みがちなものですから、余り健康被害というような訴えは県の方には届いていない状況でございます。

全国的には、いろいろ低周波問題とか問題があると言われていたのに最近聞いておりますが、電源開発、今日本エナジーだったでしょうか、そこがつくっている機器についても、例えば県の健康問題なり、そうした形で、県の健康問題として、県に何か調査の要望とか陳情活動とかがあっているということは、まだ今のところはございません。

○吉永和世委員 県にはないということですね。

○駒崎環境生活部長 少なくとも県への風力については、ございません。

○平野みどり委員長 一般的に把握されてい

るかということ。

○吉永和世委員 全体的な部分で、把握されている部分というのは……。

○駒崎環境生活部長 そこは、例えば健康福祉部あたりに声が寄せられているか、調査しているかについては、まだこの場では返答したしかねますので、帰りましてから確認して御連絡をしたいと思います。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 廃棄物対策課にちょっと1点だけお尋ねしますけれども、国の方から、一般廃棄物の適正な処理の確保についてという通達が来ていたと思いますけれども、市町村に対する周知を県がするという事なんです。これは、この通達に来て、その後というのは、市町村に調査とか指導とかそういったのを県としてはされるんですか。されているんですかね。

○山本廃棄物対策課長 その通達そのものを、今ちょっと私手元に持ちませんのであれですけれども、一般的に申し上げますと、県は市町村に対する技術的な支援をすることということになっておりますので、必要に応じて、その範囲内であわせていただいているというふうに思っております。

○早田順一委員 一部ちょっとおかしいんじゃないかというようなことが出てきておりますので、後で構いませんけれども、ちょっとお話を聞いていただければと思います。

○山本廃棄物対策課長 わかりました。

○平野みどり委員長 ほかにございません

か。

それでは続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ること異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平野みどり委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

終了に当たりまして、今回不法に砂を採取したという業者の問題、それと、私どもが提言の見直しをしてきた努力というものの余りの大きなギャップに、私自身もおののいておりますけれども、覆砂が必要だという漁民の皆さんたちの思いにしっかりと私たちも向き合って今回提言見直しをいたしましたので、ぜひ厳しい態度で業者に対しても向き合っていただきますように、委員長の方からもお願いいたします。

それでは、これもちまして、第14回環境対策特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時27分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長